

平成22年4月20日

郵政改革に関連する法案骨子の公表について

社団法人 全国信用組合中央協会
会長 中津川 正裕

本日、郵政改革に関連する法案骨子が公表されました。

私ども信用組合業界では、これまで一貫して、民間金融機関との公正な競争条件の確保、地域金融・地域経済との共存、更には、ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げ等業務範囲の拡大は断じて容認できるものはないと強く主張するとともに、民業では提供できない業務・サービスの補完に徹するよう要望してまいりました。

今般示された骨子では、ゆうちょ銀行は、政府の関与が強く残る正に「官業」そのものであると考えており、そのゆうちょ銀行が、預入限度額の引上げや届出制に基づいて貸出等新規業務へ進出することによって、さらに肥大化することになれば、民業圧迫につながるおそれがあり強く懸念するものであります。

すなわち、ゆうちょ銀行の肥大化は、中小企業金融、信用組合経営を圧迫し、ひいては、中小零細事業者等への円滑な資金供給を大きく阻害するおそれがあることから、到底容認できないものであります。

今後、ゆうちょ銀行が「官業」であることを踏まえ、あらためて以下の点について、法的枠組みを設けていただくよう強く望みます。

1. 新たに制定される法律の目的規定に、「少額貯蓄手段の提供」及び「民業補完」の位置付けを明確化すること。
2. 預入限度額の2,000万円への引き上げや業務範囲の拡大は実施しないこと。
3. 仮に業務範囲の限定的な拡大を検討する場合でも、設置が予定されている第三者委員会が、中立なメンバーで構成され、民業補完や公正な競争条件が担保されると判断される場合に限り、「認可」とする枠組みを設けること。

今後の法案審議においては、私ども信用組合が地域金融、中小零細事業者に対する金融の最後の拠り所としての役割を担っていることについて改めてご理解をいただくとともに、郵政改革素案に明示された「地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する」との観点を踏まえ、慎重かつ十分な検討が進められることを強く要望いたします。

以上